

(様式第1号)

指定管理者制度導入施設の管理運営状況【令和 7 年度】

※1～6, 9:施設所管課記入

7:指定管理者記入

8:指定管理者及び施設所管課記入

指定管理者名	池月地域づくり委員会
施設所管課	岩出山公民館

1. 施設名

施設名	大崎市池月地区公民館 大崎市一栗体育館	施設の住所	大崎市岩出山池月字下宮道下4番地1
		電話番号	0229-78-2787

2. 施設の概要

設置年月日	<公民館>平成13年8月1日 <体育館>平成3年10月1日	設置条例等	大崎市公民館条例 (平成18年大崎市条例第126号) 大崎市体育施設条例 (平成18年大崎市条例第138号)
設置目的	・教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって市民教養の向上、健康の増進及び情操の純化を図り、生活文化の振興及び社会福祉の増進に寄与する。 ・スポーツの振興及び普及を図り、もって市民の心身の健全な発達と福祉の増進に寄与する。		
施設の内容	敷地面積:8557.00㎡, 延床面積:<公民館>521.82㎡, <体育館>915.00㎡ <公民館>ホール, 研修室, 和室, 調理実習室, 事務室 <体育館>アリーナ, ステージ		
利用料金	1時間当たり <公民館>ホール:300円, 研修室・和室:120円, 調理実習室:320円 <体育館>アリーナ(住所地市外の場合は2倍) 1.貸切利用 アマチュアスポーツに利用する場合 (入場料無)高校生以下:200円, 一般:400円 (入場料有)高校生以下:400円, 一般:800円 その他の催しに利用する場合 (入場料無)非営利団体:800円, 営利団体:4,000円 (入場料有)非営利団体:1,600円, 営利団体:8,000円 2.個人利用(1人1回4時間) 高校生以下:80円, 一般:150円		
閉館日, 開館時間	休館日:<公民館>12月29日から翌年の1月3日までの日 <体育館>月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは, その翌日)及び12月29日から翌年1月3日までの日 開館時間:午前9時から午後9時まで		

3. これまでの管理運営状況

期 間	管 理 形 態	管理受託者又は指定管理者等
平成 24 年度～平成 26 年度	1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他	3 池月地域づくり委員会
平成 27 年度～平成 29 年度	1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他	3 池月地域づくり委員会
平成 30 年度～令和 4 年度	1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他	3 池月地域づくり委員会
令和 5 年度～	1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他	3 池月地域づくり委員会

4. 現指定管理者の指定期間

指定期間	令和5年4月1日	～	令和10年3月31日	(5 年 0 ヶ月)
選定方法	2	1.公募 (応募者数: 団体)	2.非公募	

5. 指定管理料

令和 7 年度(ア)	令和 6 年度(イ)	(ア) - (イ)
17,148 千円	16,708 千円	440 千円

※(ア)は当該年度、(イ)は前年度とし、それぞれ決算額ベース。

6. 指定管理者が行う管理運営業務の内容

指定事業(業務):

- 1.生涯学習事業に関する業務
- 2.管理物件の利用許可等に関する業務
- 3.管理物件の維持管理に関する業務

自主事業:

- 1.旧池月小学校の体育館等施設利用管理業務に関すること

7. 利用実績等

(1)利用者数

(単位:人, 件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
令和 6 年度	506	415	1,143	491	666	639	1,854	691	445	1,039	718	584	9,191
令和 7 年度	563	688	923	3,397	706	551	1,799	1,437	697	1,457	4,034	976	17,228

主な増減要因

- ・選挙(7月, 10月, 2月)の投票所になった為。
- ・11月から, 池月学童保育「えのきっこクラブ」が池月地区公民館で開所された為。

※上段に前年度実績を記載し, 下段に当該年度実績を記載すること。

※指定事業に係る利用者数を記載し, 自主事業による人数・件数は記載しないこと。

(2)利用料金収入

(単位:千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
令和 6 年度	3	2	100	4	4	73	112	27	16	11	25	6	381
令和 7 年度	8	68	30	4	9	6	63	25	15	28	37	18	309

主な増減要因

- ・株式会社池月道の駅の利用回数が減った為。
- ・一栗体育館のジェットヒーターの利用回数が減った為。

※上段に前年度実績を記載し, 下段に当該年度実績を記載すること。

※指定事業に係る利用料金を記載し, 自主事業による収入は記載しないこと。

(3)サービス向上や利用者数の増加等のために実施した主な取組み

- ・時間外(平日の夜間, 土日祝日)に職員を配置することにより, 利用者への対応や安心して利用してもらえるように努めています。
- ・地元企業の会議や研修会, 東北トリマー委員会等の講習会や試験で定期的に利用してもらう為に, 体育館の床シート貼りをして対応したり, イスや机を計画的に購入する等の対応をしています。

(4)施設利用者の主な声やその対応状況

- ・一栗体育館のバスケットゴールを上げ下げするワイヤーの巻き取り機が手動の為, 利用する方の手間と時間がかなりかかってしまいます。利用する方に, 終了30分前にはゴールを上げるようお願いしております。

(5)施設の管理運営における課題

- ・各部屋のエアコン(GHP)の故障が続いています(調理室には個別にエアコンを設置済)。冬は石油ストーブ等で対応できますが, 夏にエアコンが故障してしまうと, 施設の利用が難しくなってしまいます。指定管理料から購入できるように, 工夫していきます。

8. 管理運営状況

評価項目	評価基準	自己評価	所管評価
------	------	------	------

1 施設全般の管理運営に関する業務 ※ 該当しない項目については、「－」を記入してください。

(1) 人員配置	管理運営に必要な人員及び有資格者を配置している。	○	○
(2) 職員研修	業務に必要な職員研修や教育等を適切に行っている。	○	○
(3) 管理記録	各種の管理記録(業務日誌等)を適切に整備、保管している。	○	○
(4) 安全管理	日常の安全管理や緊急時のマニュアル整備等の体制を整備している。	○	○
(5) 清掃・維持管理	施設、設備等の保守点検や維持管理等を適切に行っている。	○	○
(6) 施設等の修繕	施設や備品等の修繕を適切に行っている。	○	○

2 利用者に関する業務

(1) 利用状況	事業計画書等に基づく利用者数や施設の稼働率がある。	○	○
(2) 利用料金	利用料金の設定、徴収、減免、還付等の手続きを適切に行っている。	○	○
(3) 利用者満足度	利用者ニーズの把握に向けた取組みを行っている。	○	○

3 事業の実施

(1) 指定事業	仕様書、事業計画書に基づく事業を実施している。	○	○
(2) 自主事業	施設の設置目的に沿った自主事業を実施している。	○	○

4 個人情報の取扱い

(1) 個人情報の保護	協定書等に基づき適切に個人情報を取扱っている。	○	○
-------------	-------------------------	---	---

5 管理運営業務の収支等

(1) 収支状況	事業計画書等に基づく妥当な事業収支である。	○	○
(2) 効率的な運営	経費の節減や利用料金収入の向上に向けた取組みを行っている。	○	○
(3) 経理事務	専用口座、帳簿等を備え、適切な経理事務を行っている。	○	○

評価	評価の考え方
◎ (優良)	協定書や事業計画書等より優れた内容で管理運営を行った。
○ (良好)	協定書や事業計画書等に基づき適正な管理運営を行った。
△ (課題有)	協定書や事業計画書等を下回る内容であり、一部の業務に改善が必要である。
× (改善要)	協定書や事業計画書等に基づく管理運営が行われなかったため改善を要する。

9. 施設所管課の総合評価

道の駅「あら伊達な道の駅」に隣接しており、常に情報を共有し池月地区ならではの公民館事業を展開していただいております。

土日、祝祭日や平日夜間の貸館の際には、窓口に職員を配置するなど施設利用の目線での対応を行っております。また各種簿冊や書類棟は誰が見てもわかりやすく丁寧に整理・保管されております。

今後もより良い地区公民館運営を期待します。